

公開・非公開の別

公開  部分公開

非公開

## 令和6年度第3回浜松市人権施策推進審議会会議録

- 1 開催日時 令和7年1月27日（月） 午前10時00分から午前10時50分
- 2 開催場所 市役所 本館8階 全員協議会室
- 3 出席状況 出席委員 赤池 千明（アカイケ チアキ）  
一 條 典之（イチジョウ ノリュキ）  
尾上 弘（オノウエ ヒロシ）  
河合 亮子（カワイ リョウコ）  
下石 精子（シモイシ セイコ）  
鈴木 恵子（スズキ ケイコ）  
建部 仁洋（タテベ ヒトヒロ）  
藤澤 智実（フジサワ トモミ）  
光安 アパレシダ光江（ミツヤス アパレシダミツエ）  
欠席委員 篠崎 良勝（シノザキ ヨシカツ）  
事務局 前嶋福祉総務課長、大川原福祉総務課長補佐  
人権啓発センター：中村所長、村田、稲葉
- 4 傍聴者 2人
- 5 議題、内容及び結果 審議の内容  
議題1 第3次浜松市人権施策推進計画（案）について  
審議の結果  
議題1 第3次浜松市人権施策推進計画（案）について、了承された。
- 6 会議資料の名称 第3次浜松市人権施策推進計画（本編）  
第3次浜松市人権施策推進計画（解説編）  
第3次浜松市人権施策推進計画（案）のパブリック・コメントの意見  
募集結果と市の考え方
- 7 発言内容記録方法  文字  録画  録音
- 8 発言内容

## 1 議 事

### 第3次浜松市人権施策推進計画（案）について

事務局より説明

本編説明についての質問意見

（尾上委員）

重点的な取り組みの方向性の「②学校における人権教育」の方向性に、「発達段階に応じた」と修正があるが、「応じて」という表現のほうが範囲を広げるとともに、人権尊意識を高める効果が期待できると考える。

（他の委員からも賛同の声あり）

（事務局）

委員の提案どおり、「応じて」へ変更する。

（下石委員）

市民に対して配布していく資料になるので、見やすいことは大変大事なことであり、重点的な取り組みの方向性の方向性について、語尾をそろえることも目的が明確になり大切であると思う。「⑦相談・支援の推進」の方向性だけはなんのために、という言葉がない。「相談・支援を受けやすくするために」とすると言葉がつながると思う。

（事務局）

委員の提案どおり、「相談・支援を受けやすくするために」へ変更する。

パブリック・コメント説明についての質問意見

（下石委員）

貴重な意見が寄せられて感謝している。意見提出者数は、事務局としてはどう考えているのか。

（事務局）

5年前は、意見提出者数が7人、意見数が16件であったため、そこと比較すると増えている。

（下石委員）

人権の意識が高まっていると感じるが、より多く意見がもらえるとよかった。また、いただいたどの意見も審議会の場合だけでは気がつかないことや、見落としてしまっていたこともあり、大変感心した。

（藤澤委員）

パブリック・コメントの周知の方法について教えてほしい。

（事務局）

報道機関、市ホームページ、広報はままつ11月号へ掲載を行っており、募集期間中はセンターをはじめ、関係機関において配布した。また、関係団体についても別途案内を行っている。

(藤澤委員)

市民が知るためには、周知していることに気が付きづらく、期間も短い。知ったときには募集期間が終わってしまっているということもあることも危惧される。周知する期間を含め、募集期間を長く設けることも必要ではないか。たとえば、広報はままつを10月号から掲載するなど、意見を考える期間も考慮していただきたい。

(事務局)

今回は、同時期に十数件のパブリック・コメントの意見募集を行っている。パブリック・コメント制度を所管し、広報紙への掲載時期などのルールづくりをしている広聴広報課へ今回の委員のご意見を伝えていきたい。

(光安委員)

令和5年度に実施した人権に関する意識調査では、外国人の意見があった。今回のパブリック・コメントには意見がなかったのは残念である。外国人に向けた周知について、やさしい日本語や多言語など、工夫したところはあるか。

(事務局)

市で統一した様式で行っているため、外国人に向けた方法は特に行っていない。今回のパブリック・コメントの意見にあったとおり、外国人についてはルビも必要との意見もあったので、それも踏まえて担当課へ働きかけていきたい。

#### 解説編説明についての質問意見

(尾上委員)

19頁の「第3章 分野別施策の取り組み」の「7刑を終えて出所した人をめぐる人権(再犯防止推進計画)」は、「第2次」が再犯防止推進計画の冒頭に記載されるということでしょうか。

(事務局)

ご意見のとおり、修正をする。

(鈴木委員)

46頁に、カミングアウトされたとき、必要に応じて相談窓口や支援団体の情報を伝えましょう、とあるが、ふじのくにLGBT電話相談だけが書かれているため、その他の相談窓口や支援団体等について記載を検討してほしい。昨今のインターネットによる人権侵害のニュースをみても、自分の身に起きた時にどこへ相談すればよいのか、判断に悩むことがあると予想される。相談・支援の推進を重点的な取り組みとして掲載をしているので、お願いしたい。

(事務局)

計画のバランスを考えながら、相談機関や支援団体の掲載について検討させていただきたい。

(藤澤委員)

38頁の「⑦刑を終えて出所した人をめぐる人権」について、文中に「刑を終え

て出所した人」と「犯罪や非行をした人」と書き分けて記載しているが、出所者でないと受けられない支援や課題がないのであれば、分けないほうが市民に伝わりやすいのではないか。

(河合委員)

市民には「出所した人」のイメージが強く、起訴猶予という言葉はイメージできないと思う。また、両者を明確にした支援を重点的にしたいという市の意見は理解できるが、罪を犯した人に対しての偏見や、正しい情報や認識が不足により、市民には分かりにくいと思うので、「等」と記載してはどうか。

(他の委員からも賛同の声あり)

(事務局)

委員のご意見のとおり、市としては入口支援、出口支援ともに大切にしたいと考えており、強調した表現としていたが、提案どおり「等」を追加する。また、「(1)現状と課題」の冒頭にて、「等」に含まれている執行猶予や釈放される人について説明を加えていく。